

平成〇〇年度児童生徒送迎業務用車両使用契約書

三田市（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、三田市が所有する公用車（以下「車両」という）について、次のとおり使用契約を締結する。

第 1 条（契約の目的）

甲と乙が別に契約する「平成 3 0 年度-平成 3 3 年度 三田市立ひまわり特別支援学校及び特別支援学級センター校対応児童生徒送迎業務委託」（以下「送迎業務」という）に基づき、甲が所有する下記の車両を乙に貸与し、乙は送迎業務を遂行する為に使用する。

【ひまわり特別支援学校用】

	(車名)	(型式)	(ナンバー)	(燃料)	(備考)	(登録年)
(例)	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	神戸 000 せ 0000	ガソリン	特殊リフト〇台	平成〇年〇月

【富士小学校用】

	(車名)	(型式)	(ナンバー)	(燃料)	(備考)	(登録年)
(例)	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	神戸 000 せ 0000	ガソリン	特殊リフト〇台	平成〇年〇月

【その他車両】

	(車名)	(型式)	(ナンバー)	(燃料)	(備考)	(登録年)
(例)	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	神戸 000 せ 0000	ガソリン	特殊リフト〇台	平成〇年〇月

2 乙は、第 2 条に定める使用期間中、決められた車庫において、全ての車両を善良な管理のうえ保管する。

3 乙は、第 2 条 1 項の期間が終了したときは、甲の指定する場所に移動し格納しなければならない。

第 2 条（使用期間）

使用期間は、契約締結日 から 平成〇〇年〇月〇〇日 までとする。

第 3 条（使用目的・善管注意義務）

乙は、車両を送迎業務のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、車両に対し、交通事故、毀損、盗難、火災、被詐取、その他一切の事故によって生ずるおそれのある損害を補填するのに必要な保険を付するものとする。

第 4 条（禁止又は制限される行為）

乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 甲の書面による承諾を得ない車両の無断譲渡、無断転貸、及び権利の無断継承
- (2) 甲の書面による承諾を得ない改造、現状変更
- (3) 甲の書面による承諾を得ない目的外使用
- (4) 本契約の条項に違反する行為

第5条（契約の解除）

乙が次のいずれかの事由に該当したときは、甲は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第4条各号の規定に違反したとき
- (2) 故意に車両を破損させたとき
- (3) その他本契約に違反したとき

第6条（返還）

乙は、本契約が終了した時は、直ちに甲の立合いのもと、車両を甲に返還するものとする。

第7条（修繕）

車両が故障または破損等したため、修繕が必要となった場合は、乙は甲に対し遅滞なく連絡するとともに、当該業務仕様書の「3 使用車両 (3) 車両にかかる経費 委託者の負担」を除き、乙は自己の費用をもってこれを修繕するものとし、甲が修繕をする者を指定した場合は、これに従うものとする。

第8条（管轄裁判所）

本契約に係る紛争に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条（協議）

本契約書に定めのない事項又は本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

(乙)